

当事務所からの お知らせ

労務管理や労働・社会保険、給与計算、助成金、労災特別加入、障害年金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

● 当事務所へのお問い合わせについて

今月の事務所通信はいかがでしたか？

来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

ささき文大社会保険労務士事務所	
代表	社会保険労務士・衛生管理者・年金アドバイザー 佐々木 文大
所在地	〒253-0053 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北 4-1-36-201
営業時間	9:00~17:00
電話	0467-88-0661 090-5441-5696
FAX	0467-88-0661
メール	bun@sasakisr.com

代表よりあいさつ

メッ現行の子の看護休暇と介護休暇（以下、「看護休暇等」という）は、1日単位だけでなく、半日単位（1日の所定労働時間が4時間以下の従業員等は除く）での取得ができます。この看護休暇等について、2021年1月より時間単位での取得ができるようになります。本件については当事務所ホームページ「今月のトピックス」で改正のポイントと運用における注意点をとり上げますので是非ご確認下さい。

